

狛江市長

高 橋 都 彦 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）

平成 25 年 4 月 30 日付け狛企政発第 100051 号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

平成 25 年 11 月 11 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会 長	石 田 寿 彦
副会長	飯 田 一 昭
委 員	和 泉 望
委 員	内 海 貴 美
委 員	江 尻 京 子
委 員	大 塚 隆 人
委 員	椎 野 修 平
委 員	鈴 木 達 雄
委 員	平 美 和
委 員	羽田野 英 博
委 員	松 崎 茂
委 員	松 崎 学
委 員	松 本 和 美
委 員	宮 谷 敏 江
委 員	保 井 美 樹

市民参加と市民協働の実施状況（平成 24 年度）に関する総合的評価

【はじめに】

1990年代後半以降、自治体行政では市民の参加・市民との協働が多く推進されてきた。

狛江市でも、平成15年4月から「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）が施行され、平成19年及び平成20年に一部改正し、基本条例施行から10年目となる平成24年度には、これまでの市民参加と市民協働の実施状況や基本条例の運用等を踏まえた上で、これを見直し、一部改正を行った。

平成24年度は6月の狛江市長選挙により新市長が誕生し、また、国政も12月の衆議院議員総選挙及び平成25年7月の参議院議員通常選挙により自民党政権が圧勝するなど、市民を取り巻く環境も大きく変わろうとしている。そのような中で、平成23年度に初めて提案のあった「基本条例第6条第2項に基づく市民参加手続き」が平成24年度も狛江市後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）に対して行われた。

市民の行政に対する期待と、行政が期待する「市民参加と市民協働」について実施状況を報告するとともに、公募市民委員アンケートや市民協働事業評価アンケート、そして本年は学識経験者、有識者へのアンケートを実施して、より進歩発展が期待される「市民参加と市民協働」を目指し、総合的評価を報告する。

- ・ 第一章 総合的評価について
- ・ 第二章 市民参加の評価
- ・ 第三章 市民協働の評価
- ・ 第四章 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と提言

【第一章 総合的評価について】

本総合的評価は、基本条例第30条第2項第2号に基づく狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「市民参加と市民協働審議会」という。）の所掌事務として、毎年度、市長からの諮問に基づき実施し答申するものである。今回の総合的評価は、後期基本計画でも謳っているように「選択と集中」の視点から重要なポイントに絞って、かつ簡潔、明瞭さを心がけた。

平成24年度の市民参加と市民協働の特徴を挙げると次のとおりである。

1. 平成24年度で施行後10年目の節目を迎える基本条例について、それまでの運用実績を踏まえた見直しを行うために市民参加と市民協働審議会が行った答申（平成23年度）を受け、市で基本条例の改正案を作成し、平成24年12月に基本条例が一部改正された。（改正条例は平成25年4月1日施行）
2. 平成23年度に引き続き、平成24年度も基本条例第6条第2項に定める市民参加手続きの方法につき56名の署名とともに提案（後期基本計画の策定の手続きに関して）がな

された。これは、基本条例施行以来２件目の提案であった。今後もこの制度利用による市民参加が注目されよう。

３．残念なことに、基本条例第２７条第２項に基づく市民協働事業提案が１件もなかった。平成２５年度も皆無であることが判明していることもあり、この制度の活性化に向けた新たな方策の検討が望まれよう。

４．総合的評価を行うにあたり、事務局である政策室協働調整担当では「市民参加の実施状況調査」、「公募市民委員アンケート」、「市民協働事業評価アンケート」及び「市民協働事業概要調査」を実施している。特に平成２４年度は、基本条例施行後１０年目という節目であったことから、公募市民委員アンケートに加えて学識経験者及び有識者等も対象としてアンケートを実施した。

以上のような特徴を踏まえ、以下に第２章では「市民参加の評価」について、第３章では「市民協働の評価」について詳細分析をすることとし、第４章では、これらの総合評価と提言を行うこととしたい。

なお、市民参加と市民協働審議会では、「市民協働事業提案制度報告会」及び「参加と協働市民フォーラム」を総括したほか、「粕江市市民公益活動事業補助金・事業報告会及び選考会」も審議会委員が出席し、これらを総括すべく審議を行った。また、各種アンケートの実施方法や結果等についても議論し、事務局である政策室協働調整担当も含め、より効果的なものにするため不断の見直しを行っていることを申し添えたい。

【第二章 市民参加の評価】

１．平成２４年度・市民参加実施状況の評価

（１）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義は「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」である。（基本条例第２条第１号）

また、基本条例では、市民参加に関する具体的な手続きとして、以下の４項目を規定している。

- ① 審議会等（基本条例第２章第２節）
- ② パブリックコメント（同第３節）
- ③ 公聴会（同第４節）
- ④ その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラム又はシンポジウムなど）（同第５節）

また、「粕江市の市民参加と市民協働の推進指針Ⅱ－Ａ（６）及び（７）」に挙げられている「市長への手紙」、「市長と語る会」及び「アンケート調査」などの様々な市民参加も実施

されているが、これらは上記④の「など」に含まれると解される。更に基本条例第２３条では、「市民投票」についても規定している。

※【詳細は、別添「基本条例」参照】

（２）市民参加の実施状況等

第一章でも述べたとおり、平成２４年度は６月の粕江市長選挙により新市長が誕生し、高橋都彦新市長の下、平成２５年３月には後期基本計画が策定された。また、１２月に基本条例の一部改正が行われ、平成２５年４月から施行された。

後期基本計画の策定にあたり、市は基本条例第５条第１項第１号に基づき「市民意識調査」、「市民説明会」、「パブリックコメント」といった市民参加の手続きを行い、また、市長と語る会のテーマとしても取り上げたが、市民からは、平成２５年３月１１日付けで基本条例第６条第２項に基づく市民参加手続きの方法の提案が提出されている。この提案については、当審議会で総合的に判断した結果、提案のあった市民参加手続きを実施することは、円滑な行政運営に支障をきたすことから適切ではないという答申を市に提出し、市も答申に沿った対応を行った。

以下は、【別紙資料「市民参加実施状況(平成２４年度実績)集計結果」】を基に平成２４年度の市民参加の実施状況につき個別に評価を行ったものである。

◆審議会等

（公募市民委員の充足率等）

平成２４年度の審議会等の数４１件のうち公募市民委員が含まれない審議会等は１７％（７件）で、過去直近の１１～１３％に比し高くなっている。公募市民委員を含めない理由が明確な審議会等もあるが、そうとは言い切れないものもあるように見受けられる。

公募市民委員の定数に占める実数の割合（充足率）は、平成２３年度の７６％に対して平成２４年度は７９％と改善してはいるが、後期基本計画で定める目標値（平成３１年度８５％）には及ばないことから今後目標達成のための方策が課題となるだろう。また、公募市民委員の人数は徐々に増えているが、公募市民委員の人数が、所定の定数を満たしていない審議会等が５３％と多いことや、重複して参加している市民委員などを考えると、さらに広く市民の関心を高める取組みが必要であろう。

公募市民委員に対する女性の占める割合は、平成２４年度は２９％で、これは、過去直近の３６％～３９％に比し、大幅に下がっている点も課題と言えよう。（同基本計画目標は３８％）

（諮問等事案の公表の有無）

公募市民委員を含む審議会等では、３４件全てで諮問等事案が定められており、うち７１％でそれらの事案が公表されている。過去に比し大幅改善を見ているが、本来、全ての審議会等で事前に諮問等事案を公表すべきであり、審議会等の実施及び運営にあたっては、一層の努力が望まれる。

（審議会等の公開）

審議会等の公開に関しては、基本的に非公開が0件となっていて完全に見えるものの、実際には、開催予定が全部もしくは一部が公表されていない審議会等が依然30%弱存在することを考慮すると、この件については、一層の改善が望まれよう。

（会議録の公表と公表時期について）

会議録の公表は94%と、過去とほぼ同水準で推移している。また、会議録の公表時期については、期間内に公表できなかった件数こそ減っているが、期間内に全て公表できた件数は35%、一部が公表できなかった件数は50%となっており、更なる努力が望まれる。なお、審議会等によっては会議録の要旨版を4週間以内に公表するなど、形式や公表方法についての工夫を行っている例もあることから、公表に関し不十分な審議会等はこれらの例を参考にするとよい。

（委員名簿の公表）

審議会等41件のうち委員名簿が「公表」されたのが64%であった。基本条例第9条第2項では「審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がいない場合はその理由を公表するものとする」と規定されているが、基本条例が遵守されていないものが36%と過去に比し悪化の傾向すらある。

委員名簿の公表にあたっては、各審議会等で当該年度第1回目の会議録の作成と併せて、委員名簿を公表するなど工夫すべきであろう。

※【詳細は「市民参加の実施状況（審議会等）」参照】

◆パブリックコメント

平成24年度のパブリックコメントは前年度同様10件であった。パブリックコメントの実施に係る問題点は、「後期基本計画（素案）」に関するものを除いて、意見提出者数が全て5人以下で、中には全く意見のないものが2件もある。このような傾向は例年続いていることから、パブリックコメントを有効なものにするため他市の例などを参考にし何らかの対策が必要と痛感する。

※【詳細は「市民参加の実施状況（パブリックコメント）」参照】

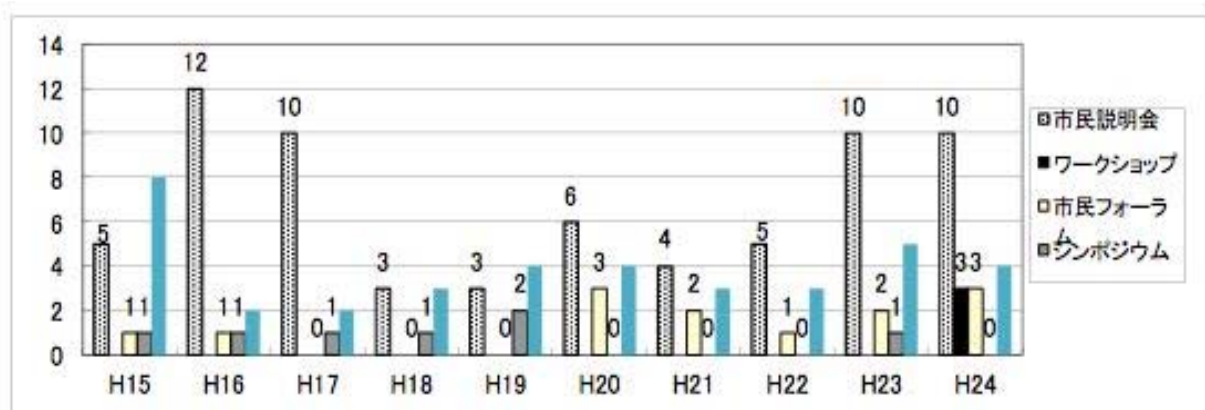
◆公聴会

平成17年1月の「ゴミの有料化問題に関する公聴会」以来、一度も実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

平成24年度に行われた市民参加の手続きは、平成21年度、平成22年度と比較して全体の件数が2倍以上増加して20件であった。内訳は、市民説明会10件、ワークショップ3件、市民フォーラム3件、その他4件であった。ワークショップのうち1件（旧狛江第七

小学校跡地利用に伴う緑化スペース等の基本計画策定ワークショップ）は、平成２３年度に提出された市民参加手続きの提案制度を受けて実施されたものであった。しかし全体的に参加者と意見が少なく、市民の関心の薄さ、または施策や審議会の存在が周知されていない現状を表している。



上記の市民参加手続き以外に、平成２４年度の「市長への手紙」は３２８件、「市長と語る会」は３日間で４回、延べ１０９人の参加があった。

また、１０月２７日に市民参加と市民協働審議会の委員も参加し開催した「参加と協働市民フォーラム・ワールドカフェ in 狛江」には３３人が参加した。

市民は、市長と直接話すことができる機会などには、大きな関心を抱いているようで、このような事業と組み合わせるフォーラムやシンポジウムなどを開催することは、相乗的な効果も期待でき有効であると思われる。

※【詳細は「その他の市民参加（市民フォーラム・シンポジウム・市民説明会等）」参照】

（３）審議会等の委員アンケート集計結果

<公募市民委員：回答数８１件（全１１１件）、回答率７３．０％>

<学識経験者・有識者：回答数１２８件（全２０９件）、回答率６１．２％>

公募市民委員アンケートは前年度に審議会等に公募市民委員として参加した市民を対象とし、政策室協働調整担当が実施しているもので、公募市民委員の意識調査として極めて重要なものである。このアンケートは過去５回実施した。また、平成２４年度は、基本条例施行後１０年目という節目でもあるので、今回に限って学識経験者・有識者委員（以下、「有識委員」とする。）に対しても実施した。

なお、有識委員の４０％が「十分発言できなかった」とし、かつ２０％が「発言を求められなかった」と回答している点は、やや気になるところで、今後、機会があればこの点をもう少し分析してみる必要があるものと思われる。

両委員ともアンケートのいずれの項目に対しても肯定的な回答が過半数を占めていた。例えば、会議の中身については「充実していた」（公募市民委員６０％、有識委員６８％）、会議がまとめた「答申について満足」（公募市民委員６５％、有識委員７５％）、会議で「十分発言できた」（公募市民委員５４％、有識委員６０％）、「意見が取り入れられた」（公募市民

委員 60%、有識委員 73%) となっている。しかしよくみると総じて公募市民委員の方が肯定的な回答率が低いと言える。その背景には、公募市民委員の多くが議案の内容に精通していない、会議等に不慣れ等の理由がアンケート結果から見てとれる。

重要なことは、「委員として参加して良かった」（公募市民委員 78%、有識委員 86%）、「委員としてまた積極的に応じる」（公募市民委員 55%、有識委員 63%）といずれも高く評価していることである。これらの結果は、参加した公募市民委員が、参加経験のない市民に対して市民参加を促す媒体ともなり得ることを示している。公募市民委員の定数を満たしていない審議会等は、公募市民委員の充足率を満たすためにも、公募市民委員、有識委員共通の認識を深め、さらに会議の意義を高めることが望ましい。

※【詳細は「審議会等委員アンケート集計結果」参照】

2. 市民参加の実施等に係る課題・提言

（１）市民参加の活性化と参加市民の固定化の解消

審議会等やその他の市民参加手続きの実施状況を見ても分かるように、市民参加に積極的な市民はごく少数であることに鑑み、現行制度を活性化させる必要がある。公募方法、情報伝達方法・手段、若年層や女性のニーズ把握と情報発信など、多岐にわたって検討する必要があるのではないかと。例えば、公募市民委員の充足については、無作為抽出制度を活用して新たな市民委員の掘り起こしに力を注ぐべきであろう。また、時代に沿ったツール（ツイッターやフェイスブック等）も検討の余地があるだろう。

（２）市民参加の現状の見直し

公募市民委員を排除している狛江市スポーツ推進委員会議をはじめ 7 つの審議会等は、公募市民委員につき否定的に考えるのではなく、公募市民委員にさらに窓口を広げる方向で公募市民委員枠をもう一度検討すべきであろう。

（３）新たな市民参加手続きの検討

上記（１）の現行制度の活性化に加えて、他市で多く採用されている市民モニター制度などを参考に狛江市に相応しい、或いは実施可能な新しい制度を構築し、より広い市民の意見を取り入れる方法も検討すべきであろう。

【第三章 市民協働の評価】

1. 平成 24 年度の市民協働の実施状況の評価

（１）市民協働事業の種類

市民協働の定義は「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと」である。（基本条例第 2 条第 2 号）

行政の活動と団体の活動は、それぞれ目的や内容など実に多様ではあるが、これらが共同して行政活動等に取り組む場合、どちらが主体となるか、また、もう一方がどの程度関わるかにより、市民協働は以下の 4 分野（平成 24 年度合計 245 事業。内訳件数は下記カッコ内

に表示)に分類される。

- ① 財政的支援 (22件)
- ② 参入の機会提供 (38件)
- ③ 共催・後援 (182件)
- ④ 意見交換・情報交換 (3件)

※【別添資料「平成24年度市民協働事業概要調査」参照】

(2) 市民協働の実施状況等

平成24年度市民協働事業の件数(245件)は、平成23年度(218件)と比較して27件増加している。特に③の共催・後援の分野で26件増加しており、事業内容の選別によっては協働への市民の関心が高い。しかし①、②及び④は前年度と殆ど変っていない。特に市民協働事業件数(財政的支援と参入の機会提供の合計件数)は、現状60件であるが、後期基本計画での目標は、平成31年度までに90件となっており、これを達成するには、新たな工夫が必要であろう。以下、これら4分野並びに市民協働事業評価アンケート結果につき順を追って評価したい。

◆財政的支援

財政的支援の総数は22件で増減なく、数年間の推移を見てもほぼ20件前後で固定しつつある。柏江市の財政的支援の全体規模を把握するため下表に平成23、24年度の交付額を示したうえでこの2年間の実施状況と推移を検討した。

【事業分野別件数と交付額】

	平成23年度		平成24年度		前年度差額
	件数	交付額(円)	件数	交付額(円)	
保健・医療・福祉	5	75,472,921	6	74,450,544	-1,022,377
まちづくり	4	3,175,694	4	3,793,333	617,639
学術・文化・芸術・スポーツ	5	1,235,667	4	1,471,150	235,483
環境保全	1	270,000	1	270,000	0
災害救援	3	663,000	3	693,000	30,000
地域安全	3	2,666,280	3	2,327,776	-338,504
国際交流	1	198,601	1	380,000	181,399
合計	22	83,682,163	22	83,385,803	-296,360

特に保健・医療・福祉分野が、財政的支援を必要とする事業であるため、全体の9割弱を占めている状況変わらない。また、この分野の交付額が前年度に比べて大幅に減額されているように見えるが、この分野の事業団体の一部が、従来の「補助金」から児童福祉法に基づく社会保障制度の一環である義務的経費(「扶助費」)に移行していることを勘案すると、こ

の分野への実際の交付額は、前年度に比較し増加しているといえる。

また、財政的支援交付団体数は、平成１９年度の１２６団体をピークに年々減少傾向にあり、平成２４年度は９４団体と、前年度比１３団体の減少となっている。

◆参入の機会提供

参入の機会提供の総数は委託・協定・その他で合計３８件であり、件数としては近年横ばいである。

平成２４年度は「協定」事業で市(子育て支援課)と団体が協働して「プレーパーク設置協働研究事業」を行った。「その他」事業としては市(社会教育課)と団体が「狛江市古民家園指定管理業務」を協働事業として行った。参入団体数は協定事業で子育て支援課「プレーパーク設置協働研究事業」で１団体、道路公園課「市内の公園等の清掃・美化運動(アドプト制度)」で３団体、合計４団体増加した。

このうち、「プレーパーク設置協働研究事業」に取り組んだ『狛江にプレーパークをつくる会』については、平成２３年度に基本条例第２７条第２項に基づく市民協働提案事業としての提案を行ったものであり、平成２４年度には常設のプレーパーク設置の実現可能性について実践をとおした調査及び研究について、市との協働事業に取り組んだものである。

なお、基本条例第２７条第２項に基づき提案及び実施された市民協働提案事業は、例年７月に当該年度に提案された市民協働事業提案制度の審査と併せて、前年度事業活動報告を行っているが、平成２４年度は市民協働事業提案がなかったため、前年度事業活動報告（狛江地域ねこの会）は、１０月２７日（土）に実施された「平成２４年度参加と協働市民フォーラム・ワールドカフェ in 狛江」の中で行われた。

市民協働事業提案制度の提案は平成２５年度もなかったことに鑑み、現状の市民協働事業提案制度を見直す時期に来ているものと思われる。市民参加と市民協働審議会でも、協働事業制度の活性化のための方策や、他の自治体で取られている対策の事例として行政提案型を実施している神奈川県大和市、神奈川県相模原市、千葉県柏市の例などを検討した。何れの自治体も自発的なテーマ提案は少なく、市民協働担当部署が庁内でテーマを募集して事前に調整を行ったりしているのが実態のようである。

◆共催・後援

共催・後援の総数は１８２件で、前年度と比べて２６件増加（共催６件、後援２０件増加）であった。

事業形態別では大会・発表会・コンサートの後援の増加が目立った。今後の事業形態の在り方を示唆する動きとも考えられる。同一団体が複数の共催・後援を受けているので団体数は、実施件数よりも少ないが、１９年度以降は１００団体を超えその後増加傾向がみられる。

◆意見交換・情報交換

意見交換・情報交換の総数は前年度と同じく３件であった。市民協働に関する意見交換や情報交換は、現在活動中の団体と市、あるいは活動団体同士が意見や情報を交換することで、

それぞれの活動の幅を広げ、高めることにつながることから、より積極的な開催が望まれる。

（３）市民協働事業評価アンケートの結果と評価

平成２４年度に実施した市民協働事業の中から１２事業（補助金事業３件、協定事業３件、委託事業４件、共催事業２件）について事業実施前・中・後及び全般について各事業１０項目にわたり、行政の担当部署及び協働事業実施団体の両者の評価をもらうアンケートを実施した。アンケート結果は、評価基準の「全くできなかった（１点）」、「良くできなかった（２点）」、「良くてきた（３点）」、「大変良くてきた（４点）」を集計したものである。

１０項目の全平均では、行政側の評価（３．４）は団体側の評価（３．３）よりわずかではあるが高い。また、事業実施中・後に意見交換や情報交換を十分に行うことができたかとの問いに対して団体側の評価が３点を割っている。本アンケートは毎年度同一事業に対し実施しているものではないので、過去と厳密には比較することはできないが、これらの評価結果は、概ね過去の評価でも同様の傾向がみられる点は注目してよい。

※【別添資料「平成２４年度市民協働事業評価アンケート集計結果」参照】

２．市民協働の実施等に係る課題・提言

（１）市民協働事業提案制度の見直しと新たな制度の構築

基本条例第２７条第２項に基づく市民協働事業提案制度の提案が平成２４年度、２５年度ともに皆無であり、平成２３年度以前も１件程度と低迷が続いていることから現状の制度を見直す必要性に直面していると考えられる。

（２）団体数の増減理由と原因の見極め

財政的支援交付団体数が平成１９年度の１２６団体をピークに、以降減少傾向にあり、平成２４年度は前年度比１３団体減少の９４団体であった。新たな参入方法の検討も含めてその原因を見極めることが必要と思われる。

また、市民協働事業件数（財政的支援＋参入の機会提供、平成２４年度は６０件）についても後期基本計画の目標（平成３１年度までに９０件）の達成がかなり難しいと予測されることから今から対策を考えておく必要がある。

（３）市民協働に関する情報発信の充実

市民協働に関する情報提供は、現行の方法の見直しを含め、従来以上に積極的かつ継続的に行う必要がある。

（４）地域課題の把握と協働事業による解決の検討

市民協働を推進させるには、地域で行われている個人や団体などの様々な活動の活性化を図り、地域の課題には地域で取り組むといった考えを広めていくことが重要である。

【第四章 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と提言】

平成24年度は7月に新市長が誕生し、懸案の基本条例の一部改正が行われた重要な年度であった。この年度において市民参加・市民協働に関し改善された点、努力している点等、評価できる部分も多々認められるものの、まだまだ諸々の問題点や課題が指摘される。ここでは重要な点に絞って問題点や課題を指摘するとともにそれに関連する提言を行うこととしたい。

1. 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価

(1) 市民参加の実施状況に関する総合評価

平成23年度に引き続き平成24年度も基本条例第6条第2項に基づく市民参加手続きの方法の提案（後期基本計画の策定について）が提出され、これらの分野では、市民参加の意識の高さが認められる。しかし、多くの審議会等において公募市民が定員を満たしていないこと、パブリックコメントに対する意見が極めて少ないこと、或いは、ワークショップ等の参加者数が満足できる状態でないこと、各種事業計画に参加する市民に固定化の傾向が見られることなどから、市民の参加或いは市民の意見には、今一つ幅広さに欠けるという極めて重要な問題が、平成24年度に限らずほぼ毎年度指摘されている。市としてもこれらの問題を直視して、何らかの改善策を講じる必要な時期に来ていると指摘せざるを得ない。

(2) 市民協働の実施状況に関する総合評価

平成24年度市民協働事業の件数（245件）は、平成23年度（218件）と比較して27件増加しているものの、この増加の要因は共催・後援の分野で26件増加しているためであり、市民協働で重要な市民協働事業件数（財政的支援と参入の機会提供の合計件数）は現状60件で、この件数は過去6～7年間殆ど変化がない。何らかの手段を講じない限り、後期基本計画の目標（平成31年度までに90件）達成は相当困難と思われる。

また、基本条例第27条第2項に基づく市民協働事業提案制度の提案は、平成20年の5件（うち採用3件）をピークに毎年減り続け、ついに平成24年度はこの提案件数がゼロになった。

平成25年度も提案件数が皆無であることが判明しており、現行の市民協働事業提案制度全般について見直すことが焦眉の急であると言わざるを得ない。

2. 市民参加と市民協働の推進に関する課題・提言

第二章、第三章において市民参加と市民協働に関する問題点や課題が数多く指摘されているが、それらの中から重要かつ喫緊の課題3点に絞って提言したい。これらが平成25年度若しくは平成26年度には確実に実施されることを切に希望して市民参加と市民協働の実施状況（平成24年度）に関する総合的評価の答申としたい。

提言1 公募市民委員の定員未達を防止するため積極的な無作為抽出制度の活用

審議会等の公募市民委員向けのアンケート結果を見ると、多くの公募市民委員は、公募市

民委員の役割を肯定している。つまり市民は、公募市民委員としての参加が市民参加の意識を高める契機となっていると考えていると言える。市民委員の定員未達が生ずるのであるならば、無作為抽出により公募市民委員の定員を埋める意味は大きいと言えよう。

提言２ 幅の広い市民の意見を求めて市民モニター制度などの導入

パブリックコメントやワークショップ等への市民の参加数が極めて少ないこと、しかも特定の市民の参加に限られる傾向にあり、参加者に市民の広がり欠けていることは既に指摘した。これらの対策として既に多くの自治体で採用している市民モニター制度などの導入は有効と考えられる。

提言３ 当審議会の答申「市民協働提案事業制度の見直し」と市民協働事業の改革

基本条例第２７条第２項に基づく市民協働事業提案制度の提案が平成２４年度、２５年度ともに皆無であり、平成２３年度以前も１件程度と低迷が続いている。何が有効な方策かは必ずしも断定はできないが、何もやらなければ何も起こらない。試行錯誤しながらも現状の制度を改善していくことが重要である。市民参加と市民協働審議会の答申が市民協働提案事業の改革に多少なりとも役立つことを期待している。

以上